

(様式3)

平成31年1月25日
京丹後市

「京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例骨子（案）」
に対する意見募集の結果

京丹後市では、京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例骨子（案）に対する意見の募集を、平成30年12月25日から平成31年1月15日まで行いました。その結果、19件のご意見をいただきましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、いただいたご意見を参考に京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例の策定等の準備を進めていくことといたします。

1 概要

京丹後市では、障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例の策定を行うため、平成30年12月25日から平成31年1月15日まで意見の募集を行いました。

その結果、19件のご意見をいただきました。いただいたご意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

京丹後市では、平成31年4月を目処に京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例の施行の準備を進めていくことといたします。

【連絡先】

担当課：京丹後市健康長寿福祉部障害者福祉課

所在地：〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷691番地

電話：0772-69-0320

FAX：0772-62-1156

電子メール：shogaishafukushi@city.kyotango.lg.jp

(様式3)

別紙「京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例骨子」

に対する意見と市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	市の考え方
市民の役割	「施策に協力するよう努める」という方向だけでよいのでしょうか。条例上の表現なので、やむを得ないのかも知れませんが、市の施策に協力するのはもちろんですが、施策にないことでも、条例趣旨にそったことであれば、どんどん独自に展開することを推奨されるのではないかと思います。そういうニュアンスの表現でもよいと思います。	本条例は、市民個人に対して義務を負わせるものではなく、障害のある人への理解を促進し、共生社会の実現に向けて市全体で進めていこうという理念を大切に取組むこととしています。
事業者の役割	障害のある人が利用する事業所や障害のある人が働いている職場は、その障害のある人が、どの様にしたら理解しやすいか、コミュニケーションをとりやすいかを京都府発達障害者支援センター（はばたき）や地域支援センターなどの専門機関と連携をしながら行なってほしいです。	障害の特性、障害の特性にあったコミュニケーション手段の理解の促進と合わせて、専門機関・相談機関の周知や情報提供に努め、事業所や職場において合理的配慮の提供が進むよう取組むこととしています。
市民の役割 事業者の役割	コミュニケーション支援従事者だけががんばればよい、というような捉え方にならないようにお願いします。（きっと他のカ所で、そういうことが表現されているのだろうと思います）公的な場所などでは、一定の技術や訓練を受けた通訳者や支援者が必要ですが、友達とか隣近所、お店の方なども理解を持って接することが必要ですし、発達障害や自閉の方には親が、一番通じる方法を知っている方になることも多いでしょう。	障害の特性に応じたコミュニケーションの促進は、特定の人や事業者のみが取り組むのではなく、すべての市民・事業者が本条例の基本理念の理解を深め、コミュニケーション手段の理解や促進に努めることと記載しています。
施策の基本方針	同じ障害を持つ当事者が集い、コミュニケーションを取り合う活動の支援に関することを施策に追加すべきです。	基本施策の④の「障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信と支援に関すること」に包含しています。

(様式3)

項目	意見要旨	市の考え方
施策の基本方針	市職員のコミュニケーションに関する研修の実施に関するのではなく、明確に実施することとするべきです。	条文の冒頭に、「次に掲げる施策を推進するものとする。」と明記し、各施策については「関すること」という形に統一したものです。
	病院、銀行、郵便局、市役所などの窓口に「耳マーク」の掲示やメモ用紙などが準備してあることで、聞こえに不安のある方、聴覚障害者の方々も安心して相談にいけると思っています。	条例では、施策の基本方針を定めることとしており、具体的な施策、事業及び実施方法等については、いただいたご意見も参考にさせていただき、関係者とも協議しながら検討していきます。
	障害者向けの日常生活用具（コミュニケーション支援用具等）の支給対象の見直しをお願いします。	
	病院や公的機関の利用について「平易な言葉によるガイドブック」の作成をしたら良いと思います。	
	障害者理解に係る講座や教室は、障害者本人、家族と各種団体へも協力を求めて実施したら良いと思います。	
	災害時等で情報を得られない聴覚障害者に対して公共機関、市災害対策本部等で伝達手段を工夫、整備をお願いします。	
	災害時の発達障害児・者支援向けのリーフレット等の作成をしたら良いと思います。	
	災害時の安否確認、避難所等におけるコミュニケーションツールの工夫が進むようお願いします。	
	避難所での発達障害の人が理解しやすい視覚化された情報提供を整備して下さい。	
	市の総合防災訓練で障害者支援事業所の協力を得て実施してほしいです。	
用語の解説	障害の特性に応じたコミュニケーション手段に発達障害児・者の中には、絵や図の他にスケジュール表が大切なものです。入れてほしいです。	コミュニケーション手段については、障害特性に応じた代表的なものを記載しています。

(様式3)

項目	意見要旨	市の考え方
その他	<p>条例の周知には点字・音訳・ルビ版、知的障害者向けの「わかりやすい版」などの作成が良いと思います。</p>	<p>ご意見を参考に、わかりやすい条例周知の方法を検討します。</p>
	<p>本条例は、視覚障害者にとって嬉しい限りです。手話言語条例ばかりが話題になり、情報障害者は聴覚障害者だけではない。京丹後市には多くの情報障害者がおられます。その人達が全て満足する条例を作るのは無理だと思いますが、市が目指していることは、頑張ってくださいとエールを送ります。私たち視覚障害者が何をして協力するのか模索しなければならぬと思います。視覚障害者、高齢者、その他情報入手がしにくい人達との横の連携を図る必要があります。視覚障害者は声を出して不自由なことをアピールすることが出来ますが、声が出ない障害の人達の思いがわからないので、何とか聞きたいと思います。コミュニケーションを図る手段として最近AIの活用も良いと思いますが、そのような機器を使えない障害者が多くおられます。こうした人達に手をさしのべる必要があると思います。</p>	<p>地域全体で障害のある人のコミュニケーションの促進が図られるには、設備や用具の普及も大切ですが、障害のある人もない人も、そして障害の種別の枠を越えて、一緒に活動し、交流の輪が広がっていくことが理解促進の要であると考えます。そのためには、知識だけではなく、実際に交流することを通じて、障害に対する先入観や不安感を解消していくことが重要な視点です。市民が様々な場所や場面において、自然に障害のある人の状況や声に耳を傾け、自然にサポートができる地域を目指すことは、市民一人ひとりを互いに大切に思いやる地域へと繋がっていくことと考えます。全市民が地域を担う一員として力を合わせ、誰もが繋がりが合い、支え合いながら、安心して暮らせる地域社会を目指し、一つずつ大切に取組みを検討し、展開していきたいと考えます。</p>
	<p>コミュニケーション手段の確保は活動に参加できるためのものではなく、障害者が暮らしやすく、生活しやすくするために必要なものです。</p>	
<p>障害に対する差別や偏見を助長しているのは、障害のことを「知らない」ということがあります。作業所と小学校との交流がありました。「最初はこの人達は何もできないのかなと思っていましたが、それは間違いだと気づきました」という内容が多くありました。触れ合う事そのものがコミュニケーション手段だと思います。</p>		